

沼津市指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱

平成20年9月1日

沼津市水道部告示第15号

(趣旨)

第1条 沼津市は、市民への安全・安心な水道水の供給を確保するため、指定給水装置工事事業者（沼津市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の指定をした者をいう。以下「指定工事業者」という。）を対象に研修を実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(研修対象者)

第2条 研修の対象は、指定工事業者を対象に実施し、受講者は、この研修を踏まえ必要な社内の周知や教育を実施できる者を対象とする。

(研修時期)

第3条 研修は、原則として、3年に1回実施するものとする。

(研修の通知)

第4条 管理者は、研修を実施しようとするときは、あらかじめその旨を指定工事業者に通知するものとする。

(申込みの手続)

第5条 研修を受講しようとする指定工事業者は、沼津市指定給水装置工事事業者研修受講申込書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

(研修修了証の交付)

第6条 管理者は、研修を修了した者に対し、修了証書（様式第2号）を交付するものとする。

(研修不参加者の取扱い)

第7条 研修に参加しなかった指定工事業者は、その理由を沼津市指定給水装置工事事業者研修不参加理由書（様式第3号）により、管理者に提出しなければならない。

(研修テキスト)

第8条 研修は、社団法人日本水道協会が作成した指定給水装置工事事業者研修テキストその他管理者が適当であると認めた資料を使用して行うものとする。

(複数の水道事業者と共同で実施する研修)

第9条 研修は、他の水道事業者と共同で実施することができる。

2 第4条から第8条までの規定は、前項による方法で行う研修（以下「共同研修」という。）について準用する。この場合において、第4条中「管理者」とあるのは「共同研修の実施者」と、第5条中「沼津市指定給水装置工事事業者研修受講申込書」とあるのは「共同研修の実施者が定める水道事業給水装置工事事業者研修受講申込書」と、「管理者」とあるのは「共同研修の実施者」と、第6条中「管理者」とあるのは「共同研修の実施者」と、「修了証書」とあるのは「共同研修の実施者が定める修了証書」と、第7条中「沼津市指定給水装置工事事業者研修不参加理由書」とあるのは「共同研修の実施者が定める水道事業指定給水装置工事事業者研修不参加理由書」と、「管理者」とあるのは「共同研修の実施者」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、公示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

沼津市指定給水装置工事事業者研修受講申込書

（あて先） 沼津市水道事業管理者

年 月 日

沼津市指定給水装置工事事業者の研修を受けたいので、下記のとおり申込みます。

指 定 番 号	第 号	
フリガナ 氏名又は名称		
住 所		
フリガナ 代表者の氏名		
電 話 番 号		
ファックス番号		
Eメールアドレ ス		
研 修 受 講 者		
フリガナ 氏 名	所属及び職名	主任技術者の場合は 免状交付番号

様式第2号（第6条関係）

修了証書

指定番号 第 号

氏名又は名称
受講者氏名

あなたは、 年度沼津市指定給水装置工事事業者の研修を修了したことを証します。

年 月 日

沼津市水道事業管理者

様式第3号（第8条関係）

沼津市指定給水装置工事事業者研修不参加理由書

（あて先） 沼津市水道事業管理者

年 月 日

沼津市指定給水装置工事事業者の研修につきましては、下記の理由により欠席いたします。

指 定 番 号	第 号
フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
電 話 番 号	
ファックス番号	
Eメールアドレス	

研 修 不 参 加 の 理 由